

新潟県条例第40号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (届出住宅の公表) 第6条 知事は、届出住宅に関する次に掲げる事項（第3号及び第4号に掲げる事項にあっては、住宅宿泊管理業務の委託をしている場合に限る。）を公表するものとする。 (1) 届出住宅において営む住宅宿泊事業の届出年月日 (2)～(4) (略) | (届出住宅の公表) 第6条 知事は、届出住宅に関する次に掲げる事項（第3号及び第4号に掲げる事項にあっては、住宅宿泊管理業務の委託をしている場合に限る。）を公表するものとする。 (1) 届出住宅において営む住宅宿泊事業の <u>届出番号及び届出年月日</u> (2)～(4) (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。